

第 3 7 条 の 3	第 1 1 5 条 の 3 6 第 1 項	第 1 1 5 条 の 4 2 第 1 項
	調 査 事 務	情 報 公 表 事 務
第 3 7 条 の 4 第 1 項 及 び 第 2 項	調 査 事 務	情 報 公 表 事 務
第 3 7 条 の 4 第 3 項	前 項	第 3 7 条 の 1 1 に お い て 準 用 す る 前 項
第 3 7 条 の 5 第 1 項	調 査 事 務	情 報 公 表 事 務
第 3 7 条 の 5 第 2 項	前 項	第 3 7 条 の 1 1 に お い て 準 用 す る 前 項
	調 査 事 務	情 報 公 表 事 務
	調 査 を	公 表 を
第 3 7 条 の 5 第 3 項	調 査 事 務	情 報 公 表 事 務
第 3 7 条 の 6 第 1 項	調 査 事 務 の	情 報 公 表 事 務 の
	調 査 事 務 規 程	情 報 公 表 事 務 規 程
第 3 7 条 の 6 第 2 項	前 項	第 3 7 条 の 1 1 に お い て 準 用 す る 前 項
	調 査 事 務 規 程	情 報 公 表 事 務 規 程
	調 査 事 務 の	情 報 公 表 事 務 の
第 3 7 条 の 8	第 3 7 条 の 3 第 2 号 から 第 4 号 まで	第 3 7 条 の 1 1 に お い て 準 用 す る 第 3 7 条 の 3 第 2 号 から 第 4 号 まで
	調 査 事 務	情 報 公 表 事 務
第 3 7 条 の 9	第 1 1 5 条 の 4 1	第 1 1 5 条 の 4 2 第 3 項 に お い て 準 用 す る 法 第 1 1 5 条 の 4 1
第 3 7 条 の 1 0 第 1 項	調 査 事 務 の	情 報 公 表 事 務 の
	第 1 1 5 条 の 3 6 第	第 1 1 5 条 の 4 2 第

	1 項	1 項
	第 3 7 条の 3 第 1 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号	第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 3 第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号
	第 3 7 条の 4 第 2 項又は第 3 7 条の 6 第 1 項	第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 4 第 2 項又は第 3 7 条の 6 第 1 項
	第 3 7 条の 5 第 3 項、第 3 7 条の 6 第 2 項又は第 3 7 条の 8	第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 5 第 3 項、第 3 7 条の 6 第 2 項又は第 3 7 条の 8
	第 3 7 条の 6 第 1 項	第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 6 第 1 項
	調査事務規程	情報公表事務規程
	調査事務を	情報公表事務を
	調査事務に	情報公表事務に
第 3 7 条の 1 0 第 2 項	前項	第 3 7 条の 1 1 において準用する前項
	調査事務	情報公表事務